

抗議声明

2017年2月22日

関係者各位

抗議声明の趣旨

我々は、国頭村有地において現在進行中の伐採に対して抗議の意思を表明するとともに、下記のとおり緊急に提言する。

- 1 国頭村有地において現在進行中の伐採を直ちに中止すること
- 2 今後やんばるの森林の伐採を行わず保全・保護のためのあらゆる方策をとること

抗議声明の理由

1 環境省及び沖縄県は、やんばる地域の世界遺産登録を目指す立場を明確にしている。環境省は、2016年9月15日、国内33箇所目の国立公園として、沖縄島北部地域を「やんばる国立公園」として新たに指定した。これは世界自然遺産への登録をにらんでのことだという。

また、政府は、2017年2月2日までに、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」の世界遺産登録への正式推薦書をユネスコ本部に提出した。

2 他方、国頭村内では、現在、下記の3か所において伐採が行われている。その伐採は、皆伐という、草木を全て伐採して山を丸裸にする方法を採っている。

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 字謝敷・智津氣山1249—1 | 4. 96 ha |
| ② 字辺土名・内間1094—393 | 1. 50 ha |
| ③ 字宇良・与俣原317—15 | 2. 40 ha |

このうち①字謝敷の伐採地は、国立公園の第2種特別地域に該当する。国立公園内において4. 96 haという広範囲が皆伐されているという事実は、国立公園の指定が、やんばるの自然保護に十分な有効性を発揮していないことを示している。

3 やんばるは、世界自然遺産登録条件のうち、「生態系」及び「生物多様性」の項目に該当する可能性があるとされている。

しかし、皆伐が行われ続けると、上記登録基準に非該当とされ、登録が困難になる

ことは明らかである。

4 やんばる地域の世界自然遺産登録を目指している環境省、沖縄県及び国頭村が、このような事態を容認・放置するのは、行政として矛盾した対応である。

世界遺産登録は、やんばるに世界的な注目を集め、集合知をもってその発展を模索する契機となりうる。持続可能性を無視して自然を利用し続けること及び人間が生活して富を得るための代償であるならばやむを得ないという態度を再考し、国頭三村が森林の保全・保護と経済的自立を両立する機会として利用すべきである。

我々は、環境省、沖縄県及び国頭村に対し、世界遺産登録という方向性に沿い、やんばるの自然をこれ以上破壊せず、保全・保護する方策を探るよう提言する。

【別紙1】止まらない皆伐—すばらしい天然林、生物多様性が消滅

【別紙2】豊かな森が消えた—やんばるの森に未来はあるか

(①字謝敷〔第2種特別地域〕で行われた2016年度の皆伐を撮影したもの)

日本森林生態系保護ネットワーク (CONFE Japan)

代 表 金 井 塚 務

やんばるDONぐりーず

共同代表 喜 多 自 然

赤 嶺 朝 子

顧 問 平 良 克 之

NPO法人・奥間川流域保護基金

代 表 伊 波 義 安

環境NGO・やんばるの自然を歩む会

代 表 玉 城 長 正

沖縄環境ネットワーク

泡瀬干潟を守る連絡会

ジュゴンネットワーク沖縄

琉球列島を自然遺産にする連絡会

世話人 伊 波 義 安

日本鱗翅学会会員

宮 城 秋 乃

(以上順不同)

(連絡先)

沖縄県那覇市松尾 2—1 7—3 4

沖縄合同法律事務所

弁護士 喜 多 自 然

弁護士 赤 嶺 朝 子

弁護士 下 地 聰 子

TEL098(917)1088 FAX098(917)1089